平成 26 年 12 月 5 日

各 位

会 社 名 燦キャピタルマネージメント株式会社 代表者名 代表取締役社長 前田 健司 (コード番号:東証JASDAQ2134)

問 合 先 取締役 管理本部 本部長 岡田 和則 (TEL. 06-6205-5611)

U R L http://www.sun-capitalmanagement.co.jp

第三者割当による第6回新株予約権及び第2回転換社債型新株予約権付社債の発行並びに コミットメント条項付第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成26年12月5日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第6回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)及び第2回転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債に付された新株予約権部分及び社債部分を、それぞれ「本転換社債型新株予約権」及び「本社債」といいます。)の発行(以下、本新株予約権の発行と本新株予約権付社債の発行を総称して「本資金調達」といいます。)並びに割当予定先との間でコミットメント条項付き第三者割当契約(以下、「本契約」といいます。)を締結する旨を決議いたしましたので、お知らせ(以下、本資金調達と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます)。

1. 募集の概要

①第6回新株予約権

THO E		
(1)	割 当 日	平成 26 年 12 月 22 日
(2)	新株予約権の総数	39 個
(3)	発 行 価 額	総額1,279,200円(新株予約権1個につき32,800円)
(4)	当該発行による 潜 在 株 式 数	975,000株 (新株予約権1個につき25,000株)
(内訳)新株予約権発行による調達額:1,279, 新株予約権行使による調達額:172,57 (5) 資金調達の額 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額 権の行使に際して出資される財産の価額の合計 ら、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額		173,854,200円(差引手取概算額:165,654,200円) (内訳)新株予約権発行による調達額:1,279,200円 新株予約権行使による調達額:172,575,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	1株当たり 177円 (固定)
(7)	募集又は割当て方法	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイル
(7)	(割当予定先)	ストーン社」といいます。)に対する第三者割当方式
(8)	そ の 他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわ ゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内 にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができます

が、同社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

- ・株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場(以下、「東証 JASDAQ スタンダード」といいます。) における 5 連続取引日の終値 単純平均が行使価額の 130% (230 円) を超過した場合、当社は、 当該日の出来高の 15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使 を行わせることができます。
- ・東証 JASDAQ スタンダードにおける 5 連続取引日の終値単純平均が行 使価額の 150% (265 円) を超過した場合、当社は、当該日の出来 高の 20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせるこ とができます。

行使指示を受けた割当予定先は、原則として 10 取引日以内に当該 行使指示に係る本新株予約権を行使します。

なお、本契約に基づく行使指示は2連続取引日続けて指示できず、 行使指示の株数は直近7連続取引日の行使指示により発行されること となる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が当社の大株主 である前田健司と締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の 数の範囲内(最大500,000株)とすることとしております。

③ 取得条項

当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

④ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。

⑤ その他

前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

② 第2回転換社債型新株予約権付社債

(1)	払 込 期 日	平成 26 年 12 月 22 日
(2)	新株予約権の総数	3個
(3)	社債及び新株予約権	各社債の金額は 10,000,000 円(額面 100 円につき金 100 円)
(3)	の 発 行 価 額	各本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4)	当該発行による	169, 491 株
(4)	潜在株式数	109, 491 17
(5)	資金調達の額	30,000,000 円
(6)	転 換 価 額	1株当たり 177円 (固定)
(7)	募集又は割当方法	マイルストーン社に対する第三者割当方式
(7)	(割当予定先)	マイルヘトーン社に対りの第二年制ヨク氏



Sun Capital Management Corp.

燥キャピタルマネージメント株式会社

(8)	利		率	1.0%
(9)	そ	Ø	他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします

(注) 本新株予約権付社債の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行の目的及び理由】

当社グループの主な事業領域である金融・不動産市況は、特に政権交代後、大胆な金融緩和政策をはじめとした経済財政運営に対する期待感と消費税の追加増税に対する不安感を背景に国内金融・不動産市場にも持ち直しの動きが見られる一方で、海外経済情勢への懸念などもあり、先行きについては依然として不透明な状況であります。

このような市場環境の下、当社グループは、当期におきましては、上場以来の中核事業である不動産を中心とした事業展開は維持しつつも、先に述べたような変動の激しい外部環境から受ける直接的なマイナス面での影響を緩和させるため、投資対象を事業会社・事業そのもの・工業技術などにある程度分散することを進め、より安定した経営基盤が構築できるように、投資及び投資マネージメントという枠組みの中で、事業のリストラクチャリング(再構築)を行って参りました。

具体的には前回の資金調達実行後、当第2四半期末(平成26年9月末)までに行った施策は以下のとおりであります。

- ・既存の不動産関連事業として株式会社兵庫宝不動産(代表者:葉山敬三、所在地:大阪市中央区北 浜3丁目1-14)との業務提携に基づき、不動産の流動化案件が売主との条件の交渉段階にはいっ ており、今期中に対象不動産売却代金の決済するべく対応しております。これに加え、当社独自で も不動産流動化事業として、地方の商業施設等の流動化も進行中であります。
- ・その他事業としましては、現在進行させているものに界面技術関連の事業があります。具体的には、ナノクス関連事業のうち、ナノ・フレッシャー等(以下、「本製品」という。)の販売を開始しております。ナノ・フレッシャーとは、ラモンドナノミキサーを内蔵し、ポンプなどのラインを筐体に収めたコンパクトな装置であります。ナノ・フレッシャーを使用することで水中の溶存酸素濃度を 1.0mg/L 以下(低酸素環境)の水を作ることができ、食品分野での応用に注目を集めています。ナノ・フレッシャーを使用することで溶存酸素濃度を 1.0mg/L 前後の海水を約 30 分間で作ることが可能となります。この低酸素水を利用することで鮮魚の鮮度保持に有用であることが確認され、魚介類の出荷業者様に導入されています。当社は、本製品の販売に関し、製造元であるナノクス株式会社(代表者:最上賢一・青木和茂、所在地:福岡県北九州市小倉北区西港町 94 番地の 22)との間で諸外国への独占販売権契約を平成26 年 10 月 23 日に締結いたしました。

一方で、本製品の海外における販売機能を構築するため、株式会社グローバルウォーカー (代表者: 芦沢 健太郎、所在地:東京都港区高輪三丁目 19 番 26 号。以下、「グローバルウォーカー社」という。)という海外への販売網を有する会社に対して平成 26 年 10 月に資本参加 (同社の発行済株式の 50%を保有) し、本製品の海外での展示会を先行して順次開催し、また別ルートにおいて注文の意向を受けている状況であります。

なお、当該ナノクス関連事業は、本製品を販売するだけにとどまらず、本製品を使用することで発生する効果を、食品・医薬品等の様々な分野において商品化することが期待出来ることから、本製品の販売活動により創出した販売網を活用した更なる事業拡大も可能となり、本製品関連だけでも当社の事業投資の柱となりうるものとして考え、今後、当該技術による新商品開発のための投資にも注力していく計画であります。

このような中で、これら進行中の案件に加え具体的に以下のような投資対象が出てきており、そこから生み出される収益が当社の継続的な収益基盤になると考えております。このため今回調達した資金につきましては、上記進行中の案件に加え、新規プロジェクトに伴う投資資金、諸経費および借入金の返

済等含めた当社運転資金に充当する予定です。

- ① 進行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う資金及び諸費用(出資金、手付金、仲介手数料及びコンサルティング費用、デューデリジェンス費用等)
 - (a) 進捗中の関西における宅地開発プロジェクト (工期 2 年程度を予定) に対し有限責任事業組合 (LLP) を使ったスキームの提供と LLP への共同出資を計画しておりしております。
 - (b) また、上記記載のとおり、ナノ・フレッシャー等について、販売地域の環境への対応及び販売後のメンテナンスにおいてナノクス社と共同で取り組んでいることから、今後、海外における販売増が見込まれるため、両社の利益に結び付く納期の短縮及びコストの削減のための費用並びに海外における販売後のメンテナンスコストの削減のための費用を拠出することを計画しております。
 - (c) その他、当社にこれまで持ち込まれた案件(不動産・事業 M&A)の規模感が3~4億前後の物件であることから、今後も同規模の案件が持ち込まれるだろうと想定されるため、当該案件の手付金等を拠出することを計画しております。
 - (d) 加えて、ゴルフ場を投資対象とした有限責任事業組合(LLP)を使ったスキームの提供と LLPへの共同出資の計画も現在進行中であります。
- ② 組織体制の見直しの中で資本・業務提携を行うための資金

これまで、組織体制の見直しを行う中、とりわけ営業機能に関しましては、外部の機動的な機能を業務委託等により利用させてもらいながら事業に取り組み、成功報酬を支払うことで当社機能を補完していくという形態を確立して参りました。しかしながら、上記のとおり、今回、海外における販売機能の構築を図るため、グローバルウォーカー社へ資本参加いたしましたが、今後も、工学技術面での機能の構築を図るため、若しくは、国内での販売機能の強化等のために、合弁会社の設立及び既存企業への出資を計画しております。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行と本新株予約権付社債の発行を組み合わせた資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、このたびの資金調達に際し、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしましたが、当社の現況におきまして、先に述べましたように将来性の望める案件が進捗中であるとはいえ、現時点ではまだクロージングに至っておらず、また、間接金融からの調達は引き続き困難な状況にあります。そのため既存の株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつもエクイティ・ファイナンスによる調達に依拠せざるを得ない状況であります。

加えて、公募による方法では、当社の決算数値及び無配が続いている現状におきましては、引受先が集まらないリスクが高く、また第三者割当増資による新株式の発行につきましても、主要取引先を中心に検討を行いましたが、引き受けの了承を得られる先を見出すことが困難な状況であると判断いたしました。

当社といたしましては、事業・組織のリストラクチャリングを進め事業基盤を安定的なものにするため、後述する「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の具体的な使途」に対し一定規模の資金がタイムリーに必要であるとともに、各事業の進捗状況に応じた随時の資金や運転資金が必要となるため、今回の割当予定先と協議した結果、割当先の意向も働き、新株発行ではなく、新株予約権の発行と新株予約権付社債の発行を組み合わせた方法を資金調達の方法として選択するに至りました。



(2) 本資金調達方法について

本資金調達方法は、当社株価が低迷した場合や当社株式の流動性が低下した場合等、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、市況に合わせ順次に転換され、急激な希薄化懸念を抑制することができ、一時の希薄化による株価への急激な影響が抑制できることが大きな特徴であることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が本資金調達方法の引受予定先に求めた点として、(i)純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、(ii)既存株主の株式価値の急激な希薄化をもたらさないこと、(iii)株式流動性の向上に寄与するために、取得した株式を相対取引ではなく市場で売却すること、(iv)環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。この点、マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮

原則として、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権付社債の転換価額は、一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、当初の予定よりも発行される当社株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。また、割当予定先であるマイルストーン社は、純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額及び転換価額を上回らない場合、本新株予約権の行使と本新株予約権付社債の転換は行わず、本資金調達がもたらす希薄化の影響は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。また一方で、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結された本契約において、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 流動性の向上

本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換による発行株式総数は、当社発行済株式総数の10.04%(1,144,491株)であり、割当予定先による新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権及び本新株予約権付社債の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額と同額で当社が取得することが可能となっております。また、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、平成27年6月22日以降、本社債の金額額面100円につき金100円での割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息及び未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっております。これらにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおり、株価が行使価額を一定以上上回っている状況下において、割当予定先が行使しない場合においても当社による行使指示が可能となっている意味において、行使の促進を図ることが可能となっております。

本資金調達により、自己資本が増加することにより財務基盤が安定すれば、借入等による資金調達手段の可能性も拡がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

【本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、本新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、前述のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

(1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの 懸念が示される価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式 数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に配慮したスキームとなっ ております。発行当初から行使価額は 177 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行 使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 975,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の 発行要項に従って調整されます。

(2) 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた 5 連続取引日(終値のない日を除く。)の東証 JASDAQ スタンダードおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」といいます。)、条件成就の日の JASDAQ スタンダードにおける当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」といいます。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として条件成就の日の翌日より起算して 10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証 JASDAQ スタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(230円)を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証 JASDAQ スタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証 JASDAQ スタンダードにおける当社 普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(265円)を超過した場合には、 発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の 個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証 JASDAQ スタンダードにおける当社株式の出来高の20%に 最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2連続取引日続けて行うことはできず、行使指示の株数は直近7連続取引日(条件成就の日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が前田健司と締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内(最大500,000株)とすることとしております。

(3) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、 当社は本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権の全部又 は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の

柔軟性を確保することができます。

(4) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記(2)記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。



3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額

調達する資金の総額 203,854,200円

内訳

(本新株予約権付社債の発行による調達額)30,000,000 円(本新株予約権の発行による調達額)1,279,200 円(本新株予約権の行使による調達額)172,575,000 円発行諸費用の概算額8,200,000 円差引手取概算額195,654,200 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用 1,000,000 円、新株予約権評価費用 4,000,000 円、登記費用関連費用 2,000,000 円、その他諸費用 (株式事務手数料・外部調査費用) 1,200,000 円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
- 3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金 額(百万円)	支出予定時期
	進行中のプロジェクト及び新規プロジェクト に伴う資金及び諸費用(出資金、手付金、仲 介手数料及びコンサルティング費用、デュー デリジェンス費用等)		
	(a) 関西における宅地開発プロジェクト	10	平成 26 年 12 月~ 平成 27 年 3 月
(1)	(b)工学技術に係る共同投資事業案件	50	平成 26 年 12 月~ 平成 27 年 3 月
	(c) その他進捗案件(手付金等含)	30	平成 26 年 12 月~ 平成 27 年 3 月
	(d) ゴルフ場投資案件	10	平成 26 年 12 月~ 平成 27 年 3 月
2	組織体制の見直しの中で資本・業務提携を行うための資金	20	平成 26 年 12 月~ 平成 27 年 3 月
3	運転資金(人件費、支払報酬等)、借入金返 済資金	76	平成 26 年 12 月~ 平成 27 年 3 月

調達資金約 196 百万円は、主として以下の経営基盤強化のための事業資金の一部に充当する予定であります。

- ① 進行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う資金及び諸費用(出資金、手付金、仲介手数料及びコンサルティング費用、デューデリジェンス費用等)
 - (a) 進捗中の関西における宅地開発プロジェクト(平成 28 年4月に第1期区画完成後、第4期まで順次完成予定)に対し有限責任事業組合(LLP)を使ったスキームの提供と LLPへの共同出資を計画しており、平成 26 年 12 月から平成 27 年 3 月の間で、当該 LLPへの当社組合員出資として 10 百万円程度を出資(組合員出資として、当社以外に投資家からも出資予定)することを予定しております。

本宅地開発プロジェクトにおいて、土地の一部を当該 LLP にて購入し、当該 LLP と残地の所有



者と共同で、販売可能な状況(宅地造成化)にもっていくことにより、当該 LLP としては、造成後、当該 LLP が権利を有する土地の売却を予定し、当社としては当該売却に伴う報酬を企図するものでございます。

なお、本宅地開発プロジェクトの取組みに関して、現在用地所有者との間で、相互の役割 確認等の事前協議を済ませ、上記スキーム構築の準備段階に入っております。

(b) 現在、進行させているものに界面技術関連の事業があり、具体的には、ナノクス関連事業のう ちナノ・フレッシャー等(以下、「本製品」という。)の販売を開始しております。この取り組 みにおきましては、本製品の販売に関し、当社は、その製造元であるナノクス株式会社(代表 者:最上賢一・青木和茂、所在地:福岡県北九州市小倉北区西港町 94 番地の 22) との間で諸 外国への独占販売権契約を平成26年10月23日に締結いたしました。加えて、株式会社グロー バルウォーカー (代表者: 芦沢 健太郎、所在地:東京都港区高輪三丁目 19番 26号。以下、 「グローバルウォーカー社」という。)という海外への販売網を構築している会社と資本・業務 提携を行い、海外での展示会を先行して順次開催し、受注を受けていっており、このことで当 社には本製品の海外における販売機能が構築できております。工学技術への投資としまして、 当該ナノクス関連事業は、本製品を販売するだけにとどまらず、本製品を使用することで発生 する効果を、食品・医薬品等の様々な分野において商品化することが期待出来ることから、本 製品の販売活動により創出した販売網を活用した更なる事業拡大も可能となり、本製品関連だ けでも当社の事業投資の柱となりうるものとして考え、今後、当該技術による新商品開発のた めの投資にも注力していく計画であります。今回、当該技術を使った製品について、販売地域 の環境への対応及び販売後のメンテナンスにおいてナノクス社と共同で取り組んでいることか ら、平成26年12月から平成27年3月の間で、両社の利益に結び付く納期の短縮及びコストの 削減のために 20 百万円、海外における販売後のメンテナンスコストの削減のために 30 百万円 程度を拠出することを計画しております。

なお、本拠出に伴う当社の収益への影響(収益率の向上)については、本拠出後来期にかけて発生が見込まれます。

(c) その他、当社に持ち込まれる案件(不動産・事業 M&A)の規模感から 3~4 億円前後の物件、案件が大半であります。それを一時的におさえるために手付金等として、その案件額の 10%程度の資金が必要となることが多く、案件を進捗させ経営基盤をより確かなものにするため、当該資金として平成 26 年 12 月から平成 27 年 3 月の間で 30 百万円を追加で拠出することを計画しております。

なお、当社の収益は、最終的には案件の売却価格によりますが、売却時点において売却益として 計上されることとなります。

(d) 加えて、ゴルフ場を投資対象とした有限責任事業組合 (LLP) を使ったスキームの提供と LLP への共同出資の計画も現在進行中であり、平成 26 年 12 月から平成 27 年 3 月の間で当該 LLP への当社組合員出資として 10 百万円程度を出資することを計画しております。

なお、当社の収益は、LLP スキームの組成時における報酬、及び組成後の運用時における報酬であります。

② 組織体制の見直しの中で資本・業務提携を行うための資金

現在、組織体制の見直しを行う中、とりわけ営業機能に関しましては、外部の機動的な機能を利用させてもらいながら事業に取り組み、成功報酬を支払うことで当社機能を補完していくという形態を確立していっております。そんな中、前述いたしましたように今回、海外における販売機能の構築を図るため、グローバルウォーカー社へ出資いたしましたが、今後も、工学技術面での機能の構築を図るため、若しくは、国内での販売機能の強化等のために、合弁会社の設立及び既存企業への出資を計画しており、その資金として、平成26年12月から平成27年3月の間で20百万円を拠出することを予定しております。



③運転資金(人件費、支払報酬等)、借入金返済資金

一部借入金の弁済に30百万円充当すると同時に、ある程度安定的な財政状況を確立できるようになるまでに必要と見込まれる平成26年12月から平成27年3月までの運転資金として、人件費・販売管理費として33百万円及び当社管理部門等に係る支払報酬として13百万円を充当することを予定しております。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築の動き を確実に行うことで永続企業としての礎を築き、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待 に応えられるものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額により変更がありうることから、上記調達する資金の具体的な使途の支出時期について変更する場合があります。上記手取金の使途の充当につきましては、①(b)の内、納期の短縮及びコストの削減のための20百万円、次に同(a)に優先的に充当します。その後は、早期に収益計上が見込まれるものに優先的に充当する予定であります。なお、計画通り資金調達が達成できない場合においては、資金の支出時期が遅れる可能性があります。加えて、当社といたしましては、上記のような前向きな投資案件に対して優先的に支出することを第一に想定しておりますが、当社の収益の状況に応じて、やむを得ず運転資金に充当させることを優先する場合があります。

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金により、成長基盤を早期に構築することを通じて中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。なお、本資金調達を行わなかった場合、当社における安定した事業基盤が確立できないままであり、当社事業に関する影響が更に悪化するほか、既存株主に対しても株主価値の毀損となると考えております。従いまして、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(196円)、行使価額(177円)、配当率(0%)、権利行使期間(2年)、無リスク利子率(0%)、株価変動性(80.57%)、当社(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること)及び割当予定先の行動(当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の5%の範囲で売却すること)等について一定の前提を置いて評価を実施しました。上記評価結果(32,800円)を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額を32,800円(1株当たり1.312円)に、また、本新株予約権の行使価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前日(平成26年12月4日)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値196円を参考とし、177円(ディスカウント率9.69%)といたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先のうち当社と利害関係のないマイルストーン社と協議した上で総合的に判断いたしました。当該ディスカウント率について、マイルストーン社の他社の引受事例におけるディスカウント率との大きな乖離がないこと、本新株予約



権の行使価額を低く抑えることにより、行使が促進され、流動性が増す結果、本資金調達がスムーズに行える可能性を高めること等により、当社としては妥当なものであると判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均104.10円に対する乖離率は70.03%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均100.17円に対する乖離率は76.70%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均108.28円に対する乖離率は63.47%となっております。

② 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(代表者:野口真人、所在地:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(196円)、転換価額(177円)、配当率(0%)、権利行使期間(2年)、無リスク利子率(0%)、株価変動性(80.57%)、利率(年率1.0%)、割引率(2.2%)、当社(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること)及び割当予定先の行動(当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の5%の範囲で売却すること)等について一定の前提を置いて評価を実施しました。上記評価結果(9,993,333円)を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を10,000,000円(額面100円当たり100円)といたしました。本新株予約権付社債の転換価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前日(平成26年12月4日)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値196円を参考とし、1株当たり177円(ディスカウント率9.69%)に決定いたしました。当該ディスカウント率についての当社の考え方については、上記のとおりでございます。

なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均104.10円に対する乖離率は70.03%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均100.17円に対する乖離率は76.70%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均108.28円に対する乖離率は63.47%となっております。

本新株予約権の行使価額及び本新株予約権付社債の転換価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近6か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。

なお、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100 円当たり100 円)と株式会社プルータス・コンサルティングの算定した公正価値を比較したうえで、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行価額は割当予定先に特に有利でないと判断しております。また、本新株予約権の発行価額は、株式会社プルータス・コンサルティングの算定した公正価値を下回る水準ではなく、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査役全員より、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権及び本新株予約権 付社債の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理 と思われる点が見当たらないことから、特に有利な金額には該当しない旨の意見書を入手しておりま す。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は 975,000 株であり、平成 26 年 12 月 5 日現在の当社発行済株式総数 11,396,753 株に対し、8.56%(平成 26 年 12 月 5 日現在の当社議決権個数 113,959 個に対して



は8.56%)、本新株予約権付社債の転換による発行株式数は169,491 株であり、平成26年12月5日現在の当社発行済株式総数11,396,753 株に対し、1.49%(平成26年12月5日現在の当社議決権個数113,959個に対しては1.49%)、であり、本資金調達による希薄化の合計は10.04%であります。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

なお、当社は、平成26年5月23日付で第三者割当の方法により新株予約権及び新株予約権付社債を 発行しております(以下、「別件第三者割当」という。)。本第三者割当は、別件第三者割当から短期間 (6ヵ月を目安)に実施されるものであり、別件第三者割当により発行された新株予約権及び新株予 約権付社債に係る株式数 2,268,460 株と本第三者割当により発行される新株予約権及び新株予約権付 社債に係る潜在株式数 1,144,491 株を合計すると 3,412,951 株となり、別件第三者割当決議時点の発行 済株式総数 9, 128, 275 株に対して 37. 39%(別件第三者割当決議時点の当社議決権個数 91, 279 個に対 しては37.39%)の希薄化となりますが、マイルストーン社による新株予約権の行使又は転換社債型新 株予約権付社債の転換においては過去の実績から見ても、当社の流動性の規模に応じた適正な株式数 の市場への放出が行われており、本件においても、株価が権利行使価格を上回っている場合、随時権 利行使を行い、取得した株式も、売却にあたっては市場への影響を考慮し、1日に売却できる株式数 を1日当たり平均売買出来高の約5%を目途とする旨、マイルストーン社より報告を受けております。 市場の売買状況によっては出来高の5%を超える売却を行うこともありますが、実態として株価が下落する ような売却の仕方を行っておらず、当社といたしましては、当社及び他社のこれまでの引受事例に鑑み て、マイルストーン社は売買当日の市場の売買状況をみながら、株価の下落要因となりうるインパク トを与えず株式が売却されると判断し、本第三者割当による株価の下落が極力軽減されているものと 考えております。なお、直近 12 月3日及び4日で出来高は上昇してはおりますが、直近3ヵ月(平成 26 年9月5日から12 月4日)の出来高(45,245,000株)水準に鑑み、今回の新株予約権及び新株予 約権付社債に係る付与株式数について、十分に市場で売却できる状況であるものと考えております。

さらに、経営の効率化と投資活動を積極的に進めて中長期的な戦略を策定し、実現するためには、資本調達を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことが必要であります。

また、前述のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な 資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は 一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、 当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存 する本新株予約権を取得する予定です。

加えて、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、平成27年6月22日以降、本社債の 金額額面100円につき金100円での割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息及び未払 残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっています。

なお、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権付社債の転換価額は固定されており、いずれも1株当たり177円であります。これは平成26年3月期の1株当たり純資産29.97円を上回っております。よって、当社普通株式の市場株価が行使価額及び転換価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成24年3月期△6,648.26円、平成25年3月期△248.13円とマイナスにとどまっており、平成26年3月期は、プラスに転じているものの、特別利益の計上による特殊要因によるものにすぎません。調達した資金を「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(2)調達する資金の具体的な使途」記載のプロジェクト等に厳選して投下し、当社の経営の安定化を図り、実質的な最終損益の黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)割ヨアル元の概要				
(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社			
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦			
(4) 事 業 内 容	投資事業			
(5) 資 本 金	10百万円			
(6) 設 立 年 月 日	平成24年2月1日(注1)			
(7) 発行済株式数	200株			
(8) 決 算 期	1月31日			
(9) 従 業 員 数	3人			
(10) 主 要 取 引 先	みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券			
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行			
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%			
(13) 当事会社間の関係				
	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、			
資 本 関 係	当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間に			
	は、特筆すべき資本関係はありません。			
	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、			
人 的 関 係	当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間に			
	は、特筆すべき人的関係はありません。			
	当社は当該会社との間で、平成26年11月17日付で金30,000,000円の			
取 引 関 係	銭消費貸借契約(利率: 2.20%、返済期限: 平成27年11月19日)を			
	締結し、当該会社より、同額を借入れております。			
関連当事者への	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関			
該 当 状 況	係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(14) 最近3年間の経営成績				
決算期	平成 24 年 1 月期 平成 25 年 1 月期 平成 26 年 1 月期			
	(注2)			
純 資 産	13 96 98			
総資産	245 924 1,754			
1株当たり純資産(円)	65, 616 480, 064 494, 861			
売 上 高	724 2, 766 9, 968			
営業利益	14 49 80			
経 常 利 益	14 58 73			
当期純利益	11 76 2			
1株当たり当期純利益(円)	55, 048 380, 331 14, 797			
1 株 当 た り 配当金(円)				

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成 24 年2月1日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社(旧商号:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。
 - 2. 新設分割前のマイルストーン・アドバイザリー株式会社(旧商号:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)の業績です。



※ 当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。 当社においても、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー 東京都千代田区神田駿河台3-2-1 代表取締役社長 荒川一枝)に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当 社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社 にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたって は、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期の展望について当社の経営方針を尊重して いただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを 優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、 複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。このよう な検討を経て、当社は、マイルストーン社より、当社の経営方針に賛同し、かつ当社の経営に介入す る意思がないことを聴取(口頭)により確認できたため、平成26年12月5日開催の取締役会決議に おいて同社を割当予定先とする第三者割当の方法による本新株予約権の発行と本新株予約権付社債の 発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成 21 年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏に より設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数十 社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っております。(同社は、平成24年2月1 日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社(旧商号:マイルストーン・キャピタル・マネジメン ト株式会社)による新設分割により設立され、従前の投資事業をそのまま引き継いでおります。)開示 資料を元に集計すると、同社は新設分割前を含めて設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約 30 社に対して、第三者割当方式による新株式、新株予約権、及び新株予約権付社債の引受け及び新株 予約権の行使を行っている実績があります。当社においても、平成25年8月に新株予約権を引受け頂き、 3ヵ月以内ですべての行使を完了して頂き、また平成 26 年6月に新株予約権及び転換社債型新株予約権付 社債を引受け頂き、同年同月の間ですべての行使を完了して頂いたという実績がございます。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権及び新株予約権付社債は主に行使価額又は転換価額と目的株式数が固定された新株予約権及び新株予約権付社債であり、実質的に行使又は転換可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の行使価額又は転換社債型新株予約権付社債の転換価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が行使価額又は転換価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使又は転換社債型新株予約権付社債の転換が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、当社の資金の支払予定時期に適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「2.募集の目的及び理由【本資金調達の方法を選択した理由】」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待できることから、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であると判断いたしました。

なお、マイルストーン社からは、平成 26 年 11 月 20 日付で、当社の運転資金の一部として 30 百万円の融資を受けております。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、意向を聴取により確認しております。また、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式については、長期保有することなく、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、平成25年2月1日から平成26年1月31日に係るマイルストーン社の第2期事業報告書を 受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高 99 億 68 百万円、営業利益が 80 百万円、経常利益 が73 百万円、当期純利益が2百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成26年1月 31 日現在の純資産が 98 百万円、総資産が 17 億 54 百万円であることを確認いたしました。また、当社 はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成 26 年 12 月 1 日現在の預金残高が 495 百 万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。なお、本新株予約権の行 使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、当社株式を市場で売却す ることにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の 資金が必要になることはありません。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引 き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使によ り取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達する ことが可能である旨を聴取により確認しております。そのうえで、当社が、マイルストーン社が本新 株予約権の権利行使に係る資金並びに本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受に係る資金を保有 していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性 が確認されたことと、新たに本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受け並びに本新株予約権の行 使に必要な現金及び預金を保有し、調達可能であることを確認できたことによるものであります。以 上より、当社は割当予定先が本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受け並びに本新株予約権の行 使が問題なく行われるものと判断いたしました。

(5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社の大株主である前田健司との間で、平成26年12月5日から平成28年12月21日までの期間において当社普通株式500,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

(6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権及び本新株予約権付社債に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

300/1001 0 1/11	
募集前(平成26年9月30日現在)	
前田 健司	20.93%
株式会社 SBI 証券	4. 14%
日本証券金融株式会社	3. 36%
浜田 浩一	1.26%
ハ゛ンク シ゛ュリウス ヘ゛ア アント゛ カンハ゜ニー リミテット゛	1.23%
金田 広能	1.13%
野村證券株式会社 野村ネット&コール	1.10%
廣田証券株式会社	1.05%
秋成 和子	0.87%
株式会社 IS ホールディングス	0.86%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 - 2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成 26 年 9 月 30 日時点の株主名簿を基準としております。



- 3. 今回発行される本新株予約権及び本新株予約権付社債は、行使又は転換されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間及び転換可能期間は平成26年12月22日から平成28年12月21日までとなっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
- 4. 当社は割当予定先より、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換により交付を 受けることとなる当社普通株式については、長期保有することなく、市場動向を勘案しなが ら売却する方針と伺っておりますので、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成26年5月15日に発表いたしました平成27年3月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、前記「5. (2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、別件第三者割当から短期間(6ヵ月を目安)に実施されるものであり、これを一体としてみた場合、合計で別件第三者割当決議時点の総議決権数に対する希薄化は37.39%となり、25%以上の希薄化が生じるため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条により、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれかが必要となります。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社の顧問弁護士ではない社外有識者である高田剛氏(弁護士)、当社の社外監査役である三嶋政美氏(公認会計士)、及び同じく社外監査役でありかつ、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である竹田臣征氏(公認会計士)の3名によって構成される第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を平成26年12月5日付で入手しております。

本第三者委員会は、本調査に関連して当社から開示・提供を受けた第 21 期(平成 24 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日)に係る有価証券報告書、第 22 期(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日)に係る有価証券報告書、第 23 期(平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日)第 1 四半期及び第 2 四半期に係る各四半期報告書、平成 26 年 4 月 1 日から同年 12 月 3 日までに開示された適時開示資料、本第三者割当に係る有価証券届出書ドラフト及びプレスリリースドラフト、株式会社プルータス・コンサルティング(以下、「プルータス」という。)の作成にかかる本新株予約権及び本転換社債の評価算定書、株式会社ナノクス(以下、「ナノクス社」という。)等と当社との間の平成 26 年 10 月 23 日付け独占販売権契約書、マイルストーン社との間の本第三者割当にかかる割当契約書のドラフト、並びに割当予定先と反社会勢力団体との関わりがないことに関する調査報告書(以下、本調査において開示を受けた資料を総称して又は個別に「本資料」という。)について、本資料が真正に作成され、内容に虚偽ないし不正確な点がないという前提の下、法的観点から本資料を調査・検討しました。また、本第三者委員会は、調査期間中、電話会議の方法により、当社取締役 桐島悠爾氏より本第三者割当について事情聴取を実施し、また質問状を送付して回答を得ました。さらに、必要に応じて、適宜、電子メールや電話で質問を行うなどして補充の事情聴取を行いました。

本第三者委員会は、①資金調達等の必要性 (a. 継続企業の前提にかかる重要な疑義の解消の必要性、b. キャッシュ・フローの不足、c. 事業資金の確保の必要性)、及び、②必要資金の調達方法の観点から、本資金調達の必要性を検討しました。結果として、①a. 当社は、当該状況を改善・解消すべく、安定した収益の確保、財務基盤の強化、資金の確保及びコスト削減等により経営の安定を図る必要性があると認められること、b. 当社は、安定した収益確保のための事業施策を講じるのに十分な資金を有していないばかりか、運転資金すら十分に確保されていない状況と判断されること、c. 当社は、収益性の確保を目



指して進行中のプロジェクト及び新規に取り組む予定のプロジェクトを複数抱えており、その円滑な遂行には資金が必要と認められること、②他の手段による資金調達と比較の上、本資金調達は、なお適切な資金調達方法と考えられることの理由により、本第三者委員会は、当社には本資金調達の必要性があると判断しております。

本第三者委員会は、①使途の合理性、②割当予定先の合理性、③本新株予約権及び本新株予約権の払込金額の合理性、④発行数量及び株式の希釈化の規模の合理性の観点から、本資金調達の相当性を検討しました。結果として、①調達資金の使途は、今後の成長基盤を確立し中長期的な企業価値の向上に資する施策であり、不当性は認められず、その使途は合理的であると認められること、②割当予定先の選定理由、割当予定先の保有方針、反社会的勢力等との関わりの有無、資金手当の確実性の観点から、当社が割当予定先を本資金調達の割当先としようとすることは合理的であると判断されること、③本新株予約権1個あたりの払込金額は、プルータスが合理的に算定した、本件新株予約権1個あたり金32,800円と同額であるから、会社法第238条第3項第2号に規定される「特に有利な金額」には該当しないと思料されること、また本新株予約権付社債については、下級審の判断も参考に、転換社債の払込金額のうち実質的に新株予約権に対するものと認められる額は、少なくともその評価額よりも大きいことは明白であるから同じく「特に有利な金額」には該当しないと思料されること、④本資金調達による株式の希釈化は、収益力を確保することが継続事業の前提に生じている重大な疑義を回避するために不可欠な課題を賄うためのものであり、既存株主の保有している株式の経済価値を必ずしも毀損するものではなく、合理性を有しているものと考えられることの理由から、本第三者委員会は、当社には本資金調達の相当性があると判断しております。

以上により、本第三者委員会は、平成 26 年 12 月 5 日開催の当社取締役会において決議される予定の本資金調達は、必要かつ相当なものと認められるとの意見書を受領しております。

当社は、平成26年12月5日開催の取締役会において、上記意見書の内容を踏まえ、本第三者割当の必要性及び相当性について慎重に協議し、出席監査役を含め、企業価値及び株主価値の向上に資するとの意見の一致が得られたことから、本第三者割当について決議を行ったものであります。

- 9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況
- (1) 最近3年間の業績(連結)

						平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連	結	Ē	売	上	高	1,391 百万円	1,126 百万円	462 百万円
連	結	営	業	利	益	△206 百万円	△230 百万円	6 百万円
連	結	経	常	利	益	△262 百万円	△275 百万円	△38 百万円
連	結	当其	钥 糸	も 利	益	△392 百万円	△1,466 百万円	57 百万円
1 柞	朱当た	こり連	結当	期純和	刊益	△6,648.26 円	△24,813.03 円	7.67円
1	株	当た	り	配当	金	0.00円	0.00円	0.00円
1	株当	たり	連絲	吉純賞	産	23, 226. 33 円	△1,721.23 円	29.97 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成26年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	11, 396, 753 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	569, 800 株	5. 00%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数		_
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数		_

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 - 2. 上記潜在株式はすべて、平成 26 年 11 月 5 日付「募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」にて公表した当社取締役及び従業員並びに関係会社取締役に対する新株予約権です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	270.0円	259.0 円	140.0円
高 値	800.0円	265.0 円	215.0円
安 値	208.0円	112.0 円	92.0円
終値	259.0 円	139.0 円	125.0円

(注). 平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

② 最近6か月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	118円	116円	107 円	102 円	99 円	109 円
高 値	129 円	124 円	113 円	103 円	142 円	156 円
安 値	114 円	104 円	101 円	84 円	86 円	103 円
終値	117 円	106 円	103 円	92 円	105 円	146 円

(注). 平成26年12月の株価については、平成26年12月3日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年 12 月 4 日
始 値	147 円
高 値	196 円



安 値	144 円
終値	196 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当の方法による新株式発行

・第二有剖目の方法による利休式先门		
払 込 期 日	平成 25 年 8 月 30 日	
	124, 892, 415 円 (差引手取概算額: 122, 192, 415 円)	
調達資金の額	内、94,893,795 円は、現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の方法に	
	よります。	
発 行 価 額	1 株につき 4,928 円	
募集時における	F0 100 ##	
発 行 済 株 式 数	59, 100 株	
当該募集による	10 679 ##	
発 行 株 式 数	12,673 株	
募集後における	71 779 ##:	
発行済株式総数	71,773 株	
割当先	マイルストーン社 3,044 株	
1	前田健司 9,629 株	
発行時における	運転資金(人件費、支払報酬等)	
当初の資金使途		
発行時における		
支出予定時期	平成 25 年 8 月~ 平成 25 年 10 月	
現時点における	VETTO A (I /I THE LANGE HEREILER) IN LANGE HEREILER (I I I I I I I I I I I I I I I I I I	
充 当 状 況	運転資金(人件費、支払報酬等)に充当済みであります。	
L	•	

・第三者割当の方法による新株予約権発行

第二百百三の万石による利休 J 小雅元 J		
払 込 期 日	平成 25 年 8 月 30 日	
	193, 323, 000 円(差引手取概算額: 188, 323, 000 円)	
調達資金の額	(内訳)新株予約権発行による調達額: 1,150,500円	
	新株予約権行使による調達額: 192, 172, 500 円	
発 行 価 額	総額 1, 150, 500 円(新株予約権 1 個につき 29, 500 円)	
募集時における	50 100 th	
発 行 済 株 式 数	59, 100 株	
割 当 先	マイルストーン社	
当該募集による	19,500 株	
潜在株式数	19, 500 (**	
現時点における	19,500 株	
行 使 状 況	19, 500 (**	
	①有限責任事業組合(LLP)を活用した取組を含め、遂行中プロジェクト及び	
発行時における	新規プロジェクトに伴う諸費用(手付金・仲介手数料・建築関連費用及び登記	
当初の資金使途	費用、初期費用等)	
	②不動産流動化事業に関する諸費用 (SPV 設立費用及び出資金等)	
発行時における	①平成 25 年9月~ 平成 26 年3月	
支 出 予 定 時 期	②平成 25 年9月~ 平成 26 年2月	



現 時 点 に お け る 充 当 状 況

注記参照ください。

(注) 下記のとおり、変更し、順次充当しております。

具体的な使途		金 額(百万円)	支出予定時期
1	新規プロジェクトに伴う諸費用(初期費	75	平成 25 年 9 月~
	用・業務委託費用・貸付金等)	19	平成 26 年 6 月
2	不動産流動化事業に関する諸費用(業務委	35	平成 25 年 9 月~
	託費用等)	ამ	平成 26 年 6 月
3	運転資金(人件費、借入金返済、子会社貸	75	平成 25 年 10 月~
	付金等)	15	平成 26 年 6 月

・第三者割当の方法による新株予約権発行

払込期日平成 26 年 6 月 9 日調159, 403, 800 円 (差引手取概算額: 158, 968, 800 円)調(内訳) 新株予約権発行による調達額: 703, 800 円新株予約権行使による調達額: 158, 700, 000 円発行価額総額 703, 800 円 (新株予約権1個につき 10, 200 円)	
調 達 資 金 の 額 (内訳) 新株予約権発行による調達額: 703,800 円 新株予約権行使による調達額: 158,700,000 円	
新株予約権行使による調達額: 158,700,000円	
募集時における	
発 行 済 株 式 数 9,128,275 株	
割 当 先 マイルストーン社	
当該募集による 1 505 000 144	
潜在株式数 1,725,000株	
現 時 点 に お け る 1,705,000 Ht	
行 使 状 況 1,725,000株	
① 運転資金 (人件費、支払報酬等)、借入金返済	
② 遂行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う投資資金及び請	費用
発 行 時 に お け る (手付金、仲介手数料、コンサルティング費用等)	
(a) 関西における遂行中の不動産開発プロジェクト	
当 初 の 資 金 使 途 (b) 小規模太陽光分譲販売事業	
(c) SPV を活用した不動産流動化事業または不動産購入資金	
③ 当社連結子会社に対する設備投資資金等	
①平成26年8月~ 平成26年11月	
②(a) 平成 26 年 6 月~ 平成 26 年 10 月	
発 行 時 に お け る (b) 平成 26 年 6 月~ 平成 26 年 10 月	
支 出 予 定 時 期	
③平成26年6月~ 平成27年3月	
現時点における	
注記ご参照ください。	

(注) 平成 26 年 8 月 25 日付で、発行時における資金使途を下記のとおり、変更し、順次充当しております。

	具体的な使途	金 額 (百万円)	支出時期
1	運転資金(人件費、支払報酬等)、借入金返済	125	平成 26 年 8 月~ 平成 26 年 12 月
2	遂行中のプロジェクト及び新規プロジェクト に伴う投資資金及び諸費用(手付金、仲介手		



具体的な使途	金 額 (百万円)	支出時期
数料、コンサルティング費用等)		
(a) 関西における遂行中の不動産開発プロジェ	40	平成 26 年 9 月~
クト	40	平成 26 年 11 月
(b) SPV を活用した不動産流動化事業または不 動産購入資金	30	平成 26 年 10 月
③ 当社連結子会社に対する設備投資資金等	5	平成 26 年 8 月

第三者割当の方法による転換社債型新株予約権付社債発行

・第二者割当の方法による転換社債型新株予約権付社債発行		
払 込 期 日	平成26年6月9日	
調達資金の額	50,000,000 円	
転 換 価 額	1株当たり92円(固定)	
募集時における	9, 128, 275 株	
発 行 済 株 式 数	9, 120, 270 秋	
割 当 先	マイルストーン社	
当該募集による	543, 460 株	
潜在株式数	545, 400 tx	
現時点における	543, 460 株	
転 換 状 況	545, 400 tx	
発行時における当初の資金使途	① 運転資金 (人件費、支払報酬等)、借入金返済 ② 遂行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う投資資金及び諸費用 (手付金、仲介手数料、コンサルティング費用等) (a) 関西における遂行中の不動産開発プロジェクト (b) 小規模太陽光分譲販売事業 (c) SPV を活用した不動産流動化事業または不動産購入資金 ③ 当社連結子会社に対する設備投資資金等	
発行時における支出予定時期	①平成 26 年 8 月~ 平成 26 年 11 月 ②(a) 平成 26 年 6 月~ 平成 26 年 10 月 (b) 平成 26 年 6 月~ 平成 26 年 10 月 (c) 平成 26 年 7 月~ 平成 27 年 3 月 ③平成 26 年 6 月~ 平成 27 年 3 月	
現時点における	上記「第三者割当の方法による新株予約権発行」「現時点における充当状況」	
充 当 状 況	ご参照ください。	

10. 発行要項

燦キャピタルマネージメント株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) 発行要項

本要項は、燦キャピタルマネージメント株式会社が平成 26 年 12 月 5 日に開催した取締役会の決議に基づいて平成 26 年 12 月 22 日に発行する燦キャピタルマネージメント株式会社第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)にこれを適用する。

1. 社債の名称

燦キャピタルマネージメント株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予 約権付社債間限定順位特約付)

2. 社債の総額

金30,000,000円

3. 各社債の金額

金10,000,000円の1種

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。

また、本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権 又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率 1.0%

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

平成 26 年 12 月 22 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日 平成26年12月22日

10. 募集の方法

第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に全額を割り当てる。



11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、平成 28 年 12 月 21 日 (償還期限) にその総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で 償還する。

(2) 繰上償還

当社は、平成 27 年 6 月 22 日以降、その選択により、償還すべき日の 20 営業日以上前に本新株予 約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」又は「本新株予約権付社債権者」という。)に対し事前通 知を行った上で、当該繰上償還日に、その時点で残存する本社債の全部又は一部を本社債の金額 100 円につき金 100 円での割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息(本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。)及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日(但し、繰上償還される場合は繰上償還日)までこれを付するものとし、平成27年6月22日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日(但し、繰上償還される場合には、繰上償還日)(以下「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日までの期間(以下「利息計算期間」という。)について、各々その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。
- (2) 利払日が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力発生日から後は、当該行使にかかる各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から 10 営業日以内に支払う。
- (4) 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日(この日を含む。)から弁済の提供がなされた日(この日を含む。)までの期間につき、年14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。

13. 買入消却

- (1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。
- (2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債にかかる本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は消滅する。

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計3個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
 - (イ) 種類

当社普通株式



(口) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 転換価額

① 当初転換価額

転換価額は、当初、177 円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至(ハ)⑥に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「時価下発行による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

既発行普通
株式数交付株式数
+×1株あたりの払込金額1株あたりの時価

調整後 転換価額

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

- ③ 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合 及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - (i) 時価(本号(ハ)④(ii)に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記(ii)の場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集に おいて株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を 定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、 取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたもの を含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を 請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) その他の証券 又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

(iv) 上記(i)乃至(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基

準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、 上記(i)乃至(ii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日 以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった 日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法に より、当社普通株式を交付する。

交付普通 株式数
 調整前
 調整後

 転換価額
 転換価額

調整前転換価額により 当該期間内に交付された普通株式数

調整後転換価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ (i) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式(以下「転換価額調整式」と総称する。)の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、 小数第2位を切り捨てる。
 - (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 - (iii) 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
 - (iv) 時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との 差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、 次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価 額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額 を使用するものとする。
- ⑤ 本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、 必要な転換価額の調整を行う。
 - (i)株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により 転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 本号(ハ)③乃至(ハ)⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
 - (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものと する。
 - (ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間



本新株予約権付社債権者は、平成26年12月22日から平成28年12月21日(但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

- (6) 本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項 本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算 規則第 17 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の 結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 (イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。
- (10)本新株予約権の行使請求の方法
 - (イ) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する 本新株予約権にかかる本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記 載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権にかかる本社債の保有者である旨を証明 する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期 間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (ロ) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを 撤回することができない。
- (11) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に 到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかか る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (12) 当社は、行使の効力発生後、当該行使にかかる本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (13) 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継 当社が組織再編行為を行う場合は、第 11 項第(2)号に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行 う場合を除き、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権 付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予 約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)の内容の もの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発 生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予 約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に 関する規定は承継新株予約権について準用する。
 - (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有 する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - (ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
 - (ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織 再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価 額は第14項第(3)号(ハ)と同様の調整に服する。

- ① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に 承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前 に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再 編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額 を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他 の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普 通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領 できるようにする。
- ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会 社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新 株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利 益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (二) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定 方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社 等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とす る。

- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い 日から、本項(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (へ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件 本項(6)に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項 定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (リ) 組織再編行為が生じた場合 本項(13)に準じて決定する。
- (ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

Sun Capital Management Corp. 燦キャピタルマネージメント株式会社

15. 特約

(1) 担保設定制限

- (イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当 社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新 株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、 転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債 であって、それにかかる社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをい う。
- (ロ) 本項(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第 41 条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (イ) 当社が第11項及び第12項の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。
- (ロ) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を 受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済を することができないとき。
- (二) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来しても その弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に 対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をす ることができないとき。
- (ホ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (へ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算 開始の命令を受けたとき。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但し書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 元利金支払事務取扱場所(元利金支払い場所) 燦キャピタルマネージメント株式会社 管理本部

18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は大阪府においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を

除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

- 20. 行使請求受付場所
 燦キャピタルマネージメント株式会社 管理本部
- 21. 準拠法 日本法

22. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以 上



燦キャピタルマネージメント株式会社第6回新株予約権

発行要項

- 1. 新株予約権の名称 燦キャピタルマネージメント株式会社第6回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
- 2. 本新株予約権の払込金額の総額 金1,279,200 円
- 3. 申込期日 平成 26 年 12 月 22 日
- 4. 割当日及び払込期日 平成26年12月22日
- 5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当 てる。
- 6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式975,000 株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は25,000 株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、 割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権 にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かか る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使 価額とする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 調整前行使価額 調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 7. 本新株予約権の総数 39 個
- 8. 本新株予約権1個あたりの払込金額 金32,800円
- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。) する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。) は、177円とする。但し、行使価額は第10項に定めるところに従い調整されるものとする。



10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\frac{\chi}{\chi}$$
 要 後 = 調 整 前 × $\frac{\chi}{\chi}$ 要 で 大 な 数 × $\frac{\chi}{\chi}$ 数 $\frac{\chi}{\chi}$ 数 $\frac{\chi}{\chi}$ 数 $\frac{\chi}{\chi}$ 数 $\frac{\chi}{\chi}$ 3 $\frac{\chi}{\chi}$ 3 $\frac{\chi}{\chi}$ 3 $\frac{\chi}{\chi}$ 4 $\frac{\chi}{\chi}$ 3 $\frac{\chi}{\chi}$ 4 $\frac{\chi}{\chi}$ 3 $\frac{\chi}{\chi}$ 4 $\frac{\chi}{\chi}$ 3 $\frac{\chi}{\chi}$ 4 $\frac{\chi}{\chi}$ 5 $\frac{\chi}{\chi}$ 6 $\frac{\chi}{\chi}$ 7 $\frac{\chi}{\chi}$ 9 $\frac{\chi}{\chi}$ 7 $\frac{\chi}{\chi}$ 9 $\frac{\chi}$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合 (無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で 行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合 は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受 ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本 新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

調整前行使価額により当該期間内

株式数 = (調整前行使価額-調整後行使価額)

× に交付された株式数

調整後行使価額

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるもの



とする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日 (終値のない日を除く。) の株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場 (以下「東証 JASDAQ スタンダード」という。) における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 26 年 12 月 22 日から平成 28 年 12 月 21 日 (但し、平成 28 年 12 月 21 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前におい



て残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。) は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。 調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
- 15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則 第 17 条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の 端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を 減じた額を増加する資本準備金の額とする。

- 18. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は 名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に 関する法律(以下「振替法」という。)第 131 条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要 事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場 所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じ た金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座 (以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
 - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。
- 19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第1項に定めるところに従い、 振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。



- 21. 払込取扱場所 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 中之島支店
- 22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間のエクイティ・コミットメント・ライン条項付き第三者割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を32,800円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日(平成26年12月4日)の東証 JASDAQ スタンダードにおける当社普通株式の終値に0.9を乗じて得た金額を基に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上